

外国人拡大方針正式決定

特定技能1号について

条件：単身、滞在期間最長5年

対象業種について

14種：介護、宿泊、農業、漁業、飲食料製造、外食、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船舶工業、自動車整備、航空

受け入れ国について【9か国】

ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、
ネパール、モンゴル

技能試験について

業種ごとではなく、**業務ごと**に設ける(溶接、塗装など)

2019年4月時点の受け入れ業種について

介護、宿泊、外食の3種 ※他は10月、年度末にずれ込む

今後は制度の細部を定める法務省令を策定。政府は基本方針などを、来年1月23日の衆院法務委員会の閉会中審査で説明する予定。